

岩見沢市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和5年12月2日 月曜日 午後2時55分から
午後3時44分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員

委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
委 員	長 森 陸	(議席 10 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
委 員	森 一 男	(議席 19 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 22 番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 24 番)
委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 28 番)
委 員	米 内 山 裕 子	(議席 29 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)

委員	尾田憲朗	(議席34番)
委員	日笠和良	(議席35番)
委員	佐々木利夫	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	井川和也	(議席20番)
----	------	---------

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
農地係長	森田佳章
振興係長	船戸崇之

日笠代理
議 長

只今より、令和5年岩見沢市農業委員会第12回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号9番川北委員、10番長森委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案6件となっております。会期は、本日1日とすることで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向については、記載のとおりですので、ご一読願います。

12月4日から15日まで、岩見沢市議会第4回定例会本会議がありました。4日は日笠代理に出席して頂き、農業委員会には質問がありませんでしたが、石黒議員から農政部に対し畑地化の件数・面積について照会があり、24件・269ヘクタールと回答したとの報告がありました。このほか有害鳥獣駆除等についても質問がありました。その他の内容については市議会だよりを見て頂きたいと思えます。

報告については以上でございます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局長。

土井局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から6ページ別紙3の上段の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借43番外19件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下段の表から7ページ別紙4の上段の表に記載の所有権関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による買い取りで、所有権117番外6件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ中段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借48番外3件の賃借権の設定です。次に、同ページ下段の表から9ページ別紙6の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権118番外11件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第189号で令和5年11月27日に告示したことをご報告いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案10ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。今回の件数は3件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案11ページ、照会番号1、文書番号日記第47号、照会年月日令和5年11月17日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第1種低層住居専用地域となっております。

森田係長
議 長
森田係長

次に、総会議案13ページ、照会番号2、文書番号日記第48号、照会年月日令和5年11月20日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の、準工業地域となっております。次に、総会議案15ページ、照会番号3、文書番号日記第49号、照会年月日令和5年11月20日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可及び建物建築の制限については、無いものと確認しております。

議長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案17ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案18ページ、整理番号1番については、双方の都合により解約するもので、12月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願ひ申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸係長
議長
船戸係長

議長、振興係長。

船戸係長。

それでは、総会議案19ページ、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案20ページ、別紙1の整理番号1番から3番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。ここで、 の議事参与を制限します。

それでは、総会議案23ページ、整理番号6について説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案21ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は7件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が4件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が2件でございます。

まず、議案23ページ、整理番号6番についてその内容をご説明いたします。貸主は、所有する農地を後継者へ無償で貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は12月11日に川北委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除いたします。それでは、残りの案件について説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議長

森田係長。

森田係長

総会議案22ページ、整理番号1番、に記載の譲渡人は、永年農地として占有していた占有者に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、営農を継続するものです。価格は、[]です。なお、申請地は12月11日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、永年農地として占有していた占有者に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、営農を継続するものです。価格は、[]です。なお、申請地は12月11日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号3番に記載の譲渡人は、永年農地として占有していた占有者に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、営農を継続するものです。価格は、[]です。なお、申請地は12月11日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案23ページ、整理番号4番に記載の譲渡人は、永年農地として占有していた占有者に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、営農を継続するものです。価格は、[]です。なお、申請地は12月11日に東委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号5番に記載の貸主は、遠隔地に居住しており耕作困難なため、農地所有適格法人に有償で貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、[]です。なお、申請地は12月11日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案23ページ、整理番号7番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は12月11日に岩瀬委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。日程9、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。
森田係長。

総会議案 24 ページ、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は 2 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案 25 ページ、整理番号 1 番、については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を現在貸し付けており、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続するものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域の農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。なお、申請地は、12月11日に周辺農地の利用状況等を含め、山田委員にご確認いただいております。

次に総会議案 25 ページ、整理番号 2 番については、譲り渡し人は、譲受人の要望により自身が所有する農地を譲り渡すもので、譲受人は、申請地を譲り受け、農家住宅の建築、駐車場・庭園・堆雪場・通路の造成を行うものです。申請地は、概ね 10ha 以上規模の一団の農地区域内にある第 1 種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。なお、申請地は、12月11日に周辺農地の利用状況等を含め、平委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 10、議案第 5 号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第 1 地区の説明をお願いいたします。吉成常任委員長。

吉成委員長

第 1 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 28 ページ、所有権 136 番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して集約を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 29 ページ、所有権 137 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。吉成常任委員長は自席にお戻りください。

次に第 2 地区の説明をお願いいたします。森常任委員長。

森委員長

第 2 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 30 ページ、賃貸借 67 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案 31 ページ、所有権 138 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図

るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。森常任委員長は自席にお戻りください。

山田委員長 次に第3地区の説明をお願いいたします。山田常任委員長。

第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案32ページ、所有権139番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。山田常任委員長は自席にお戻りください。

尾田委員長 次に第4地区の説明をお願いいたします。尾田常任委員長。

第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案34ページから35ページ、所有権140番から141番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。尾田常任委員長は自席にお戻りください。

川北委員長 次に第5地区の説明をお願いいたします。川北常任委員長。

第5地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案36ページ、賃貸借68番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。川北常任委員長は自席にお戻りください。

坂野委員長 次に第6地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。それでは、総会議案37ページ、所有権142番について説明をお願いいたします。坂野常任委員長。

第6地区常任委員会より、所有権142番について、先にご説明いたします。議案37ページ、所有権142番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、 の議事参与の制限を解除します。それでは、第6地区の残りの案件について説明をお願いいたします。坂野常任委員長。

坂野委員長 議案38ページ、所有権143番の譲渡人は、遠隔地に居住しており、後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案39ページから40ページ、所有権144番から145番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案41ページから45ページ、所有権146番から150番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議案46ページ、所有権151番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。坂野常任委員長は自席にお戻りください。次に第7地区の説明をお願いいたします。長森常任委員長。

長森委員長 第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案47ページ、賃貸借69番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案48ページ、所有権152番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。長森常任委員長は自席にお戻りください。

日程11、議案第6号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸係長 議長、振興係長。

議長 船戸係長。

船戸係長 議案第6号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案50ページから55ページ、整理番号1番から18番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。

事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

干場委員長 農政委員会より、「いわみざわ農業委員会だよりNo.20」の発行について報告いたします。今年度、計2回にわたり農政委員会を開催し、内容を精査してまいりました。お手元に

配付した農業委員会だよりの冊子をもとに、ご説明いたします。今回は、これまで2色刷りでしたが、フルカラーとしページ数は、4ページとなっております。

まず表紙ですが、令和5年11月7日から11月9日の日程で行いました、道外視察研修の様子をのせています。

次に2ページですが、上段は佐々木会長のあいさつ、下段は農業委員会組織の名簿をのせ、新年のご挨拶としております。名簿には前回同様、各地区常任委員会ごとに委員全員の名前をのせました。

3ページは、上段に令和4年度の農業従事者調査の結果。中段に農地流動化状況。下段に農地パトロールをのせています。

4ページは、上段に農地法等の許可について、中段に農業者年金についてのせています。以上が冊子の内容でございます。

農家の皆様への配布は、毎年、いわみざわ農協及び峰延農協にご協力をお願いしており、既に依頼を終えております。年明けのJA広報配付と同時に各戸配付される予定になります。また、市役所、各支所、JA、改良区、共済組合、観光協会等関係する機関に、十数部程度、置いてもらうことにしており、市ホームページにおいても前回に引き続き掲載いたします。

以上で、「いわみざわ農業委員会だよりNo.20」の発行について、農政委員会からの報告といたします。

議 長

只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月1月の総会ですが、1月30日(火)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

